

コロナに乗じた新自由主義の暴走を許

齋藤 貴男さん（ジャーナリスト）にインタビュー

緊急事態宣言をどう評価するか

「緊急事態宣言」の評価は非常に難しい。感染者とか死者の数は公表されていてもどれだけ検査した上での話なのか、「分母」がわからないのであまり意味がない。

5月11日の参院予算委員会で、政府の専門家会議の尾身茂副座長は「実際の感染者数は、実は10倍か20倍かというのは誰にもわからない」と答弁しました。PCR検査を受けることができた人が少なすぎて、「宣言」の意義を判断できないのです。

ただ、「緊急事態宣言」は改正された「新型インフルエンザ特措法」に基づいて行われました。安倍首相が2月28日に、法的根拠もないまま独断で全国の小中高校に「休校」を要請し、子どもたちや保護者たちを大混乱させたことに比べれば、法律に則った形になっているだけマシではあります。

警察が暗躍した法整備

問題は山ほどあります。まず、もともとの「新型インフルエンザ特措法」の正当性が多分に疑わしい。この法律は2012年に民主党政権下で成立したのですが、当時、国会では「特定秘密保護法案」や「マイナンバー法案」も審議されていました。いずれの法案にも深く関与したのは警察官僚たちです。彼らが目指すのは警察が国民を統制する国家。私権制限を認める治安立法群はそうやって整備されていきました。それで今回も、従来の新型インフル特措法のままでも緊急事態宣言は出せたのですが、あえて新型コロナを明示する改正を行い、安倍政権の法律にした上で発出したというわけです。

しかも、この法律は総理大臣の一存で宣言から運用までができる仕組みなんです。自民党の伊吹文明衆院議員(元

文科大臣、元衆院議長)が1月末の二階派の例会で、新型コロナの感染拡大に言及し、「緊急事態のひとつの例。憲法改正の大きな実験台と考えた方がいいかもしれない」と発言しましたが、あれは単なる思いつきじゃない。隙あらば特措法を使って、憲法に緊急事態条項を盛り込む演習にしようと考えていた自民党の、いわば総意でした。

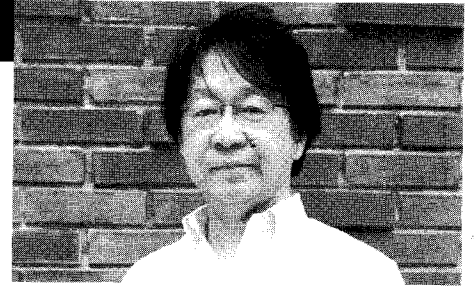
PCR検査はあまりにも少ない

症状が出たら検査を受けて、コロナとわかれば入院して治療してもらう。この当然の生存権はほかならぬ政府によって奪われてしまった。やっと保健所に電話が繋がっても、「(検査してほしいと)いくら言っても無駄ですよ」と言われるだけだそうです。あからさまに見捨てられたまま亡くなっていった人々の無念はいかばかりだったのでしょうか。

厚生省は5月8日、ようやく「37.5度以上の熱が4日以上続いたら」という、相談・受診の“目安”を削除しましたが、今なおPCR検査はスムーズに進んでいないと聞きます。不自然すぎる現実は何故あるのか。やはりオリンピックのせいだとしか考えられません。国威発揚が最優先の現政権は、コロナだろうとオリンピックを華々しく盛り上げたい。だから邪魔になる感染症の被害を小さく見せかけようとした。統計や公文書を偽造してナンボ、という政権らしいと言ってしまえば、それまでですが。

オリンピック・パラリンピックは1年延期が決定(3/24)されましたが、来年夏の開催も難しいでしょう。大会組織委員長の森喜朗元首相は新聞のインタビューで、安倍首相の任期中に開催するという旨を延べています。IOCは2年間の延期を考えていたようですね。

いずれにしても、延期が決まったら公表される感染者数が急に増えてい



た。山梨大学の島田眞路学長が「PCR検査をしないのは日本の恥だ」と発言していますが、その通りだと思います。やっぱりこの検査数の異常な少なさというところに最後は収斂していくんじゃないか。人命とか人権の徹底的な軽視が「国是」になってしまっているのが、今の私たちの国なのです。

コロナ感染が暴いた脆弱な社会

新型コロナという未知のウイルスの登場が、乱開発と、経済のグローバルゼーションの副産物であることは言うまでもありません。発生源が中国だとして、中国はいまや世界経済の一方の中心ですから、そこからと、そこへの人の大移動でアツという間に世界に広がってしまった。

パンデミックは今回が初めてではありません。中国発の2002～04年のSARS、メキシコ発の2009～10年の新型インフルエンザ、中東発の2012～13年のMARS、ギニア発の2014～16年のエボラ出血熱と幾度も繰り返されてきている。その被害を大きくしてしまっているのは、弱肉強食の新自由主義のイデオロギーに支配された、今日の脆弱な社会です。

例えば、日本の雇用は、1990年代の労働者派遣法の改正(86年施行時は専門性の高い業務に限定、96年専門26業務に拡大、99年原則自由化)などによって、いまや全勤労人口の4割近くが非正規です。非正規職は目下のような状況では真っ先に「コロナ解雇」となる。

教育の分野も悲惨です。親世代の経済力が落ちてしまったので、奨学金を

すな!

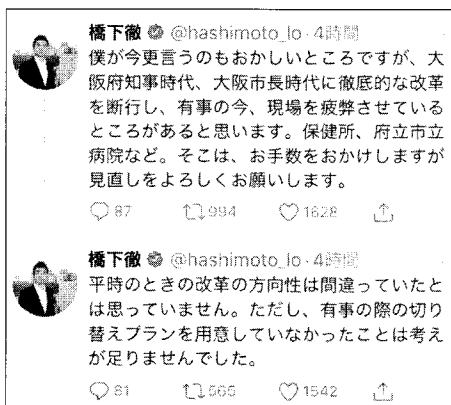
借りないと大学に通えず、今年の大学4年生は就活もできない状態ですから、卒業しても返済の当てもない。小中高生だって、教室で授業が受けられなくなればネット授業みたいなことになるわけだけど、子どもたちの学力の格差がますます広がっていくことは火を見るよりも明らかです。

新自由主義による医療切り捨て

新自由主義の弊害が最も露骨に出ているのが医療分野です。1993年時には848あった保健所が2020年は469。96年に9716床あった感染病床も、2018年には1882床と5分の1に激減。(厚労省「医療施設動態調査」)。人口10万人当たりのICU(集中治療室)ときたらわずかに7.3床で、米国の5分の1。コロナで医療崩壊が伝えられたイタリアやスペインより少ないのですから恐れ入ります。もともとの医療基盤がものすごく縮んでしまっていた。

昨年9月には、厚労省は公立病院や赤十字などの公的病院のうち424病院が再編・統合の対象だという発表さえしている。全体の4分の1ですよ。そして、コロナ禍のただ中にある3月31日には、小池都知事は2022年度中に都立・公社病院を地方独立行政法人化する方針を打ち出しました。儲からない医療は切り捨てろという話です。

橋下徹にいたっては図のようにツイートしています。それでも一応は反省を



表明した分だけ、政府の人間よりはマシだということになるのでしょうか。

多くの政治家はやたら「安全保障」を口にしては、有事＝戦時に備えるの

だと軍事に膨大な予算をつけたがりますが、医療を守ることこそが本当の安全保障です。医療の軽視は人命の軽視で、命を選別することに他なりません。テレビなどで混乱した医療現場の様子を見せられると、これのどこが「先進国」なのかと愕然としますが、これもまた新自由主義による切り捨ての必然です。

「新しい生活様式」は恐ろしい

今度のコロナ対策で中国や韓国が早く封じ込めたというので高く評価されているようです。でも本当のところはよくわからない。彼らは都市を封鎖し、感染経路を割り出すためだと顔認証システムのついた監視カメラやスマートフォンのGPS、キャッシュレス決済で収集された買い物履歴などのデータを総動員して、人間の営みの何もかもを把握して、私権を制限する。コロナ対策には仕方がないという人も多いけれども、コロナ感染が収束したら絶対にやめるという大前提がなければやってはならないと私は思います。

イスラエルの歴史学者ユヴァル・ノア・ハラリが語っているように、政府や巨大資本はデジタル監視社会を手放そうとはしない。支配の決定的なインフラになるからです。

スマホの常時携帯を義務づけるとか、持ちたくなければICチップを身体に埋め込むとかいう話にだってなり得ます。「例外の存在」は公衆衛生や社会防衛の妨げだなどと言い出せば、何だって通ってしまいかねない情勢が怖い。

安倍首相は5月14日の緊急事態宣言解除の記者会見で、「コロナの時代の新たな日常を一日も早くつくり上げなければなりません」と言い、「新しい生活様式」という言葉を持ち出しました。この流れに乗ってオンライン万能の社会が一気に進み、政治権力と巨大IT資本の複合体に世の中が、いや一人ひとり人間の心の中までが支配されてしまうのではないかということを私は恐れています。キャッシュレス化によって、誰が、いつ、どこで何を買ったのかがすべてトレースされていく社会なんて真っ

平です。

スーパーシティ法案も超危険

国会では火事場泥棒的に多くの法案が出されています。「スーパーシティ法案」というのもある(4/16衆院本会議で可決)。これは国家戦略特区に「スーパーシティ」なる構想を加える改正案で、「デジタルファースト法」(2019年5/24に成立。行政手続きを原則電子申請に統一するもの)とセットになっています。

スーパーシティ法案を推進している有識者懇談会の座長は、あの竹中平蔵元総務相。スーパーシティでは、買い物はすべてキャッシュレス、自動車はすべて自動運転。街中に張り巡らされた顔認識システム付の監視カメラで人々の動きを見張り、それを解析して“適切な”情報やサービスを提供するといっています。デジタルファースト法、マイナンバーとも一体で個人情報を一元化し、ネットがすべてを支配するような社会をつくらうとしています。

監視するのは国家であったとしても、システムをつくるのは民間で、イメージとしては国家と社会の一体化ですよ。これは新自由主義の本質です。規制をなくして競争原理に委ねるなんて言っていますが、企業の競争力は権力とのコネクションの強弱によるので、現政権下では、もしかしたらこれこそが最も重大な要素なのかもしれません。だから今までも国家戦略特区は汚職の温床になってきた。そんな社会は一刻も早く終わらせなければならないと思います。

安倍首相の改憲の意思

5月3日の憲法記念日に、安倍首相はまたしても「日本会議」の集いにビデオメッセージを寄せ(6頁写真)、新型コロナウイルス感染拡大にからめて、緊急事態への対応を前面に打ち出した憲法改正論議の“必要性”を強調しました。「緊急事態宣言」を発した(4/7)直前の衆議院議員運営委員会でも、彼は日本維新の会の議員の質問に答える

次ページ下へ

「慰霊」に特化して式典縮小?

今夏8.6ヒロシマをめぐる攻防は重大

被爆75周年の8.6ヒロシマをめぐる2つの重大な動きが出ています。

一つは、広島市の松井市長が4月9日、感染拡大状況の中で今年の記念式典の縮小を検討すると明言しました。その際「今回は慰霊に目的を絞るという性格付けをして…」と、式典の目的の変更まで言及しました。

これに対して、私たち8.6ヒロシマ大行動実行委員会は4月21日、松井市長宛に発言の撤回と式典のあり方についての開かれた討論の場の開催を求める申し入れを行いました。

そもそも平和公園の原爆慰霊碑の碑文に「安らかに眠ってください(慰霊)過ちは繰り返させぬから(反戦反核の誓い)」とあるように、「8.6ヒロシマの思い」とは「慰霊」と「反戦反核の誓い」の両方でした。

ところが昨年、拡声器規制条例をめ

ぐる市とのやり取りの中で、広島市は「挙行当初より慰霊碑の前で原爆死没者を『慰霊』することを中心に行ってきた…」と突然主張し始めました。そして今回の市長発言です。ここに示されているのは、「8.6ヒロシマ」から戦争反対や核廃絶という内容を消し去り、「慰霊に特化した日」とすることを狙っているということです。

8.6は反戦・平和を闘う日

8月6日の広島では、労働組合や市民団体が原爆の惨禍を忘れることなく、戦争と核に反対するための様々な取り組みが行われています。広島市の行政としてもこれまで核廃絶のための様々な取り組みに予算を割いてきました。

松井市長の動きは、安倍政権の改憲と一体で、広島からこうした反戦反核の運動と取り組みを排除しようという意志

の表れであると思います。

いまひとつ、重要な問題は今回のコロナ情勢の中で、春闘やメーデーの「自粛」に続き、原水禁世界大会が中止になろうとしているということです。

ある労組の役員の方は「ここまでくるとコロナに名を借りた労働運動の自主解体だ」と言われています。全くその通りだと思います。

こうした状況の中ですが、被爆者やこれまで広島の反戦反核運動をになって来た労働組合の活動家や市民運動家は「このままでいいのか」という危機感を強く持っています。若者の中からも核問題や被バクの問題に関心を持つ運動が始まっています。

私たちは今年の8.6を「新たな核戦争と憲法改悪を止めよう! 核廃絶の声をもっと大きく!」をスローガンに8.6ヒロシマ大行動を取り組みます。全国の皆さんの力も借りながら、広島のある人たちが総結集するようなたたかいとして成功させ、「ヒロシマつぶし」を跳ね返したいと考えています。(8.6ヒロシマ大行動事務局長 宮原亮)

前ページから続く

形で、憲法に「緊急事態条項」を創設したい意向を表明しています。同じ「緊急事態」と字面は似ていても両者はまったく別物なのに、あえて混同させるようなタイミングと表現で、つくづく汚い。火事場泥棒そのものですね。

2018年3月25日の自民党大会で、「改憲重点4項目のたたき台素案」が公表されています。最初は軽めでも、とにかく改憲してしまおう、国民に改憲慣れをさせようということ。4項目とは9条の改正、緊急事態条項の新設、参院選合格区解消、教育の充実です。

9条については自衛隊を明記するだけだと言っていますが、憲法に書いたら自衛隊の存在そのものは違憲だとか、安保法制は違憲だとかいう議論を封じ込めることができちゃう。そうなれば9条は無力化されます。

緊急事態条項というのは、「大地震その他の異常かつ大規模な災害」を持ち



ビデオメッセージで改憲を主張する安倍首相

出して、「内閣は、…国民の生命身体財産を保護するため、政令を制定することができる」ようにすることです(73条の2として追加)。そこには「緊急事態」という言葉も、戦争とか内乱とかテロとかの文言も含まれていませんが、それはまさしく「緊急事態条項」の新設を意味しているのです。

2012年の自民党「日本国憲法改正草案」では「第9章 緊急事態」と明記して、「総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、…自然災害その他の緊急事態において、…閣議にかけて緊急

事態の宣言を発することができる」、「緊急事態が発せられた場合には…何人も…国その他公の機関の指示に従わなければならない」などといった条文案を示していました。事実上総理大臣が全権を掌握し国民はそれに服従しなければならないということです。「たたき台素案」の73条の2はこれを簡単にはわからなく書き改めたものでしかありません。あとは政府解釈でどうにでもなるというものです。

日本国憲法がいままで緊急事態条項を設けてこなかったのは、旧憲法にあった国家緊急権が乱用されてファシズム国家、戦争国家になったことに対する反省からです。

コロナで実体経済が打撃を受け、大恐慌にも至りかねない情勢の中で、コロナ緊急事態を利用した「憲法改正」論議のまやかしを暴いていく必要があります。(5/11 電話インタビュー 文責:事務局)